

あも
う
天生県立自然公園の歩み
～森林環境整備推進協力金導入から 20 年を迎えて～

飛騨森林管理署

森林官補

こばやし あきこ
○小林 暁子
みやまえ まさき
宮前 正樹

飛騨市河合振興事務所 主査

要旨

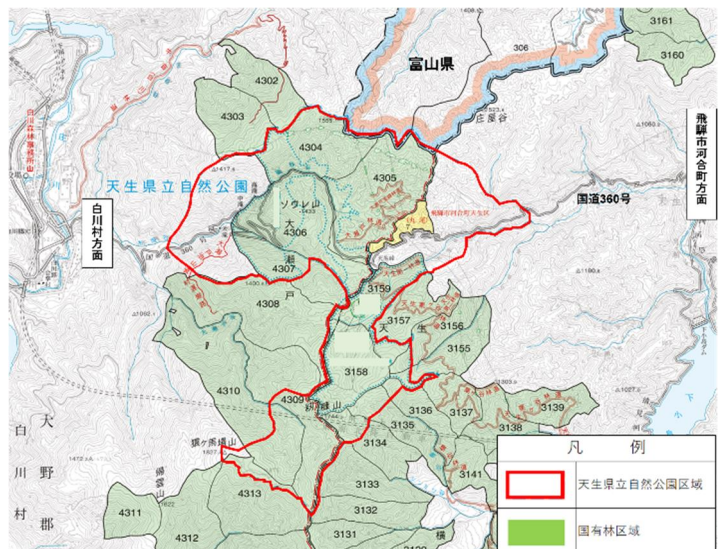
天生県立自然公園における森林環境整備推進協力金の導入から、2023 年で 20 年を迎えたことを受け、公園の沿革を整理し、今後の課題を考察しました。天生県立自然公園では、入山者の増加による公園内の自然環境への悪影響に対して、天生県立自然公園協議会（以下、協議会）による森林監視パトロールの開始及び森林環境整備推進協力金（以下、協力金）の導入をはじめとした様々な対策を行っていました。一方で、近年は森林監視パトロール員の後継者不足や入山者数の減少という課題があることが明らかとなりました。

はじめに

天生県立自然公園は、岐阜県の代表的な高層湿原である天生湿原を中心とした自然公園です。岐阜県飛騨市河合町と大野郡白川村にまたがって位置し、公園面積は 1,638ha（うち、国有林が 1,213ha）、標高は 715m～1,875m の間に位置しています。冬季通行止め期間を除き、国道 360 号線によって、白川村方面及び飛騨市河合町方面から車でアクセスすることができます（図－1）。

公園内には、ミズバショウやニッコウキスゲのほか絶滅危惧種等の多様な湿原性の植物が生息しています。また、湿原の奥部はブナの原生林となっており、紅葉の名所としても親しまれています。

本研究では、天生県立自然公園の沿革を整理し、協力金導入に至った経緯や今後の課題を明らかにすることを目的として、飛騨市河合振興事務所及び飛騨森林管理署古川森林事務所業務参考資料をもとに調査しました。



図－1 天生県立自然公園位置図

1 天生湿原の歩み

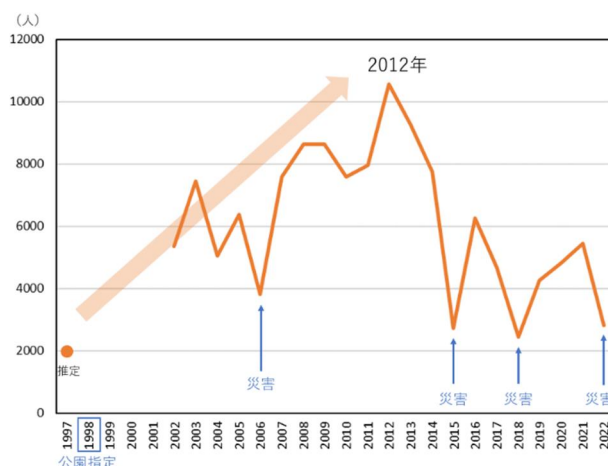
天生湿原は、湿原性の植物が多数生息する貴重な自然環境があることなどから、県の天然記念物や保護林などに指定され、古くから保護されてきました。1998 年には県立自然公園に指定され、1999 年には公園の管理団体として協議会が設置されました。

県立公園指定前まで、年間入山者数は 2,000 人程度（飛騨市河合振興事務所業務資料からの推定）でしたが、県立公園指定後、2012 年にかけて入山者数は右肩上がりに増加しました（図－2）。入山者の増加によって、公園内では高山植物の盗掘や歩道外の植生の踏み荒らし、登山道の荒廃等の自然環境への悪影響が顕著に現れるようになりました。そこで、協議会では二つの主な対策として、2002 年に森林監視パトロールを開始し、2003 年に協力金を導入しました。

その後、2011 年には「岐阜の宝もの」に認定され、2012 年には山岳雑誌「山と溪谷」に公園の特集が掲載されたこともあり、入山者数は1 万人を超えました。そして、2023 年に協力金を導入してから20 年が経過しました（表－1）。

表－1 天生湿原の沿革

1967年	植物群落が県の天然記念物に指定
1980年	レクリエーションの森に指定（現：自然観察教育林）
1993年	保護林に指定（現：天生希少個体群保護林）
1995年ごろ	中部北陸自然歩道整備事業により湿原周辺の本道設置
1998年	県立自然公園に指定
1999年	天生県立自然公園協議会発足
2002年	森林監視パトロール開始
2003年	森林環境整備推進協力金導入
2011年	「岐阜の宝もの」認定
2012年	雑誌「山と溪谷」に特集記事掲載
2023年	森林環境整備推進協力金導入から20年



図－2 入山者数の推移

2 協議会の取組

(1) 協議会について

協議会とは、合併前の旧河合村と白川村によって設立された管理団体です。協議会は（表－2）の会員によって構成されています。協議会は、自然環境の保護・保全、適正な利用の推進、ガイドの育成・認定、地域の活性化、森林環境整備推進協力金の運用等を主な任務としています。毎年、協議会では国道360号線の冬季通行止め解除の後、山開きを開催し、ガイドによる散策会の実施や森林監視パトロールを実施しています。冬季はガイドやパトロール員の研修等も実施しています。

以下、入山者の増加による自然環境への悪影響に対して、協議会が行った2つの対策について説明します。

(2) 対策①：森林監視パトロールの開始

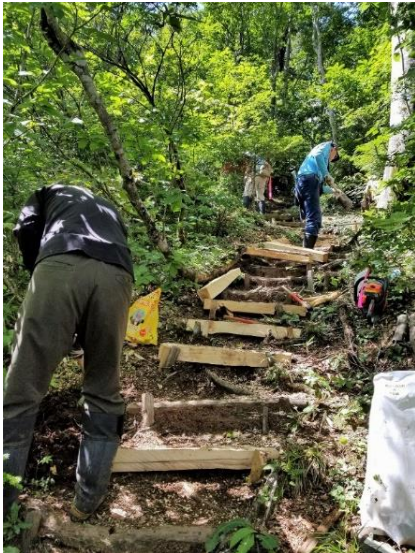
森林監視パトロールでは、パトロール員が公園内での巡回・監視や入山者への案内、歩道整備、協力金の収受等を行っています（写真－1・2）。現在、12名のパトロール員が活動しており、平均年齢は約69歳と高齢化しています。パトロールは山開き後の5月から国道360号線の冬季通行止めとなる11月まで行っており、毎日2名体制、紅葉シーズン等の繁忙期は3名体制で行っています。勤務の内訳は、1名が入山口での協力金の収受や入山者への案内、他の1名～2名は公園内でのパトロールを行っています。

表－2 協議会会員名簿

所属	役職名
飛騨市	市長
白川村	村長
飛騨市議会	議長
白川村議会	議長
飛騨市教育委員会	教育長
白川村教育委員会	教育長
岐阜県環境生活部環境生活政策課	課長
飛騨教育事務所	所長
飛騨市森林組合	組合長
飛騨高山森林組合	組合長
古川町商工会	会長
白川村商工会	会長
(一社) 飛騨市観光協会	会長
(一社) 白川郷観光協会	会長

（３）対策②：協力金の導入

協力金は 2003 年に試験的に実施し、2004 年から本格的に導入されました。協力金は入山者一人当たり 500 円です。登山口には森林監視パトロール員が 7:30～16:30 まで常駐しています。パトロール員が入山者に協力金の趣旨を説明し、理解の得られた入山者から協力金を受け取ることとしています。また、協力金の使途はパトロールや歩道整備、普及啓発等の公園内の自然環境保全のみに限定して使用することとしており、その収支は協議会とは別の独立会計として収支内容を公表しています。



写真－１ パトロール員による歩道修理



写真－２ 協力金収受の様子

３ 協力金の導入経緯

従来、協議会の活動は河合町と白川村からの拠出金を原資としてきました。しかし、入山者の増加による歩道修理の箇所数が増加したことや、修繕等に係る必要物資が高んだことなどから、活動の継続が財源的に困難な状況になっていきました。そのため、協議会ではその対策として協力金の導入や入山規制について検討されるようになりました。

これらの検討にあたっては、協議会より飛騨森林管理署に制度面で相談しています。飛騨森林管理署からは、レクリエーションの森に関する制度として「森林環境整備推進協力金制度」があることが回答されました。森林環境整備推進協力金制度とは、国有林や地方公共団体の財政状況が年々厳しくなるなかで、施設整備等に必要な資金の一部をレクリエーションの森の利用者に負担させる制度です。1986 年に制度が開始し、1992 年から赤沢自然休養林で導入されたほか、屋久島などでも導入されています。

また、公園内の一部は天生自然観察教育林としてレクリエーションの森に指定されており、広く国民に訪れてもらうことを前提としているため、公園の入山規制は難しいことが回答されました。

上記の経緯から、天生県立自然公園において協力金が導入され、公園の保全にかかる費用を利用者に一部負担してもらうこととなりました。

2022 年度の協力金決算は（表－３）のとおりです。同年度入山者数は 2,821 人、徴収率は 92%、協力金による収入は約 130 万円でした。協力金はパトロールの業務委託料のほか、歩道修理等にかかる資材の購入費等に使用されています。

表－３ 2022 年度協力金決算

<収入>

項目	決算額	備考
繰越金	596,016	前年度繰越金
森林環境整備推進協力金	1,298,460	
携帯トイレ売上金	35,170	
雑収入	4	預金利息
合計	1,929,650	

<支出>

項目	決算額	備考
森林環境保全事業	1,296,600	パトロール業務委託料
利用環境整備事業	467,719	木道資材、携帯トイレ関係、 ワークショップ原材料、歩道改修杭ほか
普及啓発事業	155,100	パンフレット改訂版印刷代
事務費	3,300	振込手数料、郵送切手代
繰越金	6,931	次年度繰越金
合計	1,929,650	

4 課題

以上の整理から、二つの課題があることが明らかとなりました。

（１）パトロール員の後継者不足

一つ目は、パトロール員の後継者不足です。開始当初から現在まで、パトロール員のメンバーは入れ替わりがほとんどありません。そのため、高齢化が進んでおり、知識や技術の伝承が課題となっています。その対策として、協議会は 2022 年度より後継者育成事業「パトロール員業務 1 日体験」を実施しています。2023 年度は 2 名が参加し、パトロール員補助員として実際の業務を体験しました。2024 年度以降、体験に参加した方が正式にパトロール員として定着するかが今後の後継者不足解消の鍵と考えられます。

（２）入山者数の減少

二つ目は、近年の入山者数の減少です。協議会では年間 5,000 人の入山者数を目標としていますが、直近 5 年間で達成したのは 2021 年のみです。協議会では 2022 年度より、Facebook「飛騨天生の森」を開設し、季節ごとの開花情報やイベント情報を発信し、PR を行っています。今後継続的に情報発信を続けることで、高山や白川郷などの飛騨地域を訪れる観光客に向けて PR し、県外からはもとより国外からも新規入山者を取り込む必要があると考えられます。

おわりに

天生県立自然公園では、県立自然公園指定後、入山者の増加による自然環境への悪影響が発生しました。協議会では森林監視パトロールや歩道整備を行い対応してきましたが、財源的に取り組みの継続が困難となっていました。そこで、協力金を導入することで、公園の利用と保全を両立しました。今後も、課題解消に向けて効果のある対策を進めていく必要があります。国有林としても、協議会の取組をより一層支援していく考えです。

参考文献

- ・飛騨市河合振興事務所業務参考資料
- ・飛騨森林管理署古川森林事務所業務参考資料
- ・嶋田理「国有林における森林環境整備推進協力金について」(『森林レクリエーション』No. 173, 2001年, 4頁～7頁)